



たか はま  
**高浜地域の緊急時対応  
(全体版)**

令和2年〇月〇日

福井エリア地域原子力防災協議会

1. はじめに P. 2
2. <sup>たか はま</sup>高浜地域の概要 P. 4
3. 緊急事態における対応体制 P. 9
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応 P. 24
5. PAZ内の全面緊急事態における対応 P. 47
6. UPZ内における対応 P. 62
7. <sup>おお い</sup>大飯発電所及び<sup>たか はま</sup>高浜発電所がともに被災した場合における対応 P. 104
8. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制 P. 115
9. 緊急時モニタリングの実施体制 P. 134
10. 原子力災害時の医療等の実施体制 P. 145
11. 国の実動組織の支援体制 P. 158

# 1. はじめに

・この「<sup>たか</sup>高<sup>はま</sup>浜地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した福井エリア地域原子力防災協議会において、関西電力(株)高浜発電所に起因する原子力災害に関し、地方自治体の地域防災計画・避難計画及び国の緊急時における対応をとりまとめたもの。また、関西電力(株)大飯発電所及び高浜発電所がともに被災した場合における対応方針について示す。なお、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、高浜地域においても「福井エリア地域原子力防災協議会」が設置された。

ふくい 福井エリア地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

## 構 成 員

内閣府政策統括官(原子力防災担当)  
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官  
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付危機管理審議官  
内閣府大臣官房審議官(防災担当)  
警察庁長官官房審議官  
総務省大臣官房総括審議官  
消防庁国民保護・防災部長  
文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)  
厚生労働省大臣官房審議官(危機管理担当)  
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官  
経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官  
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官  
海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)  
環境省大臣官房審議官  
防衛省大臣官房審議官  
福井県副知事  
京都府副知事  
滋賀県副知事

## オブザーバー

ぎふけん 岐阜県  
かんさいこういきれんごう 関西広域連合  
たかはまちょう 高浜町  
おおいちょう 小浜市  
おばまし 若狭町  
まいづるし 舞鶴市  
あやべし 綾部市  
なんたんし 南丹市  
きょうたんばちょう 京丹波町  
ふくちやまし 福知山市  
みやづし 宮津市  
いねちょう 伊根町  
たかしまし 高島市  
かんさいでんりよくかぶしがいしゃ 関西電力株式会社

- ※ 協議会の運営は、内閣府が行う。
- ※ 協議会に、構成員を補佐するため、分科会を設置

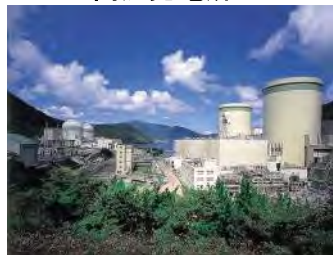
たか はま

## 2. 高浜地域の概要

- 高浜発電所は、関西電力が福井県大飯郡高浜町に設置している原子力発電所である。
- 高浜発電所は、昭和49年の11月から1号機による営業運転を開始。昭和50年11月に2号機、昭和60年1月に3号機、同年6月に4号機の運転を開始している。

たか はま  
関西電力(株)高浜発電所について

高浜発電所



おお い ぐん たか はま ちょう  
(1) 所在地 福井県大飯郡高浜町

(2) 概要

- 1号機 : 82.6万kW・PWR
- 2号機 : 82.6万kW・PWR
- 3号機 : 87.0万kW・PWR
- 4号機 : 87.0万kW・PWR

(3) 着工／運転開始／経過年数 (令和2年4月現在)

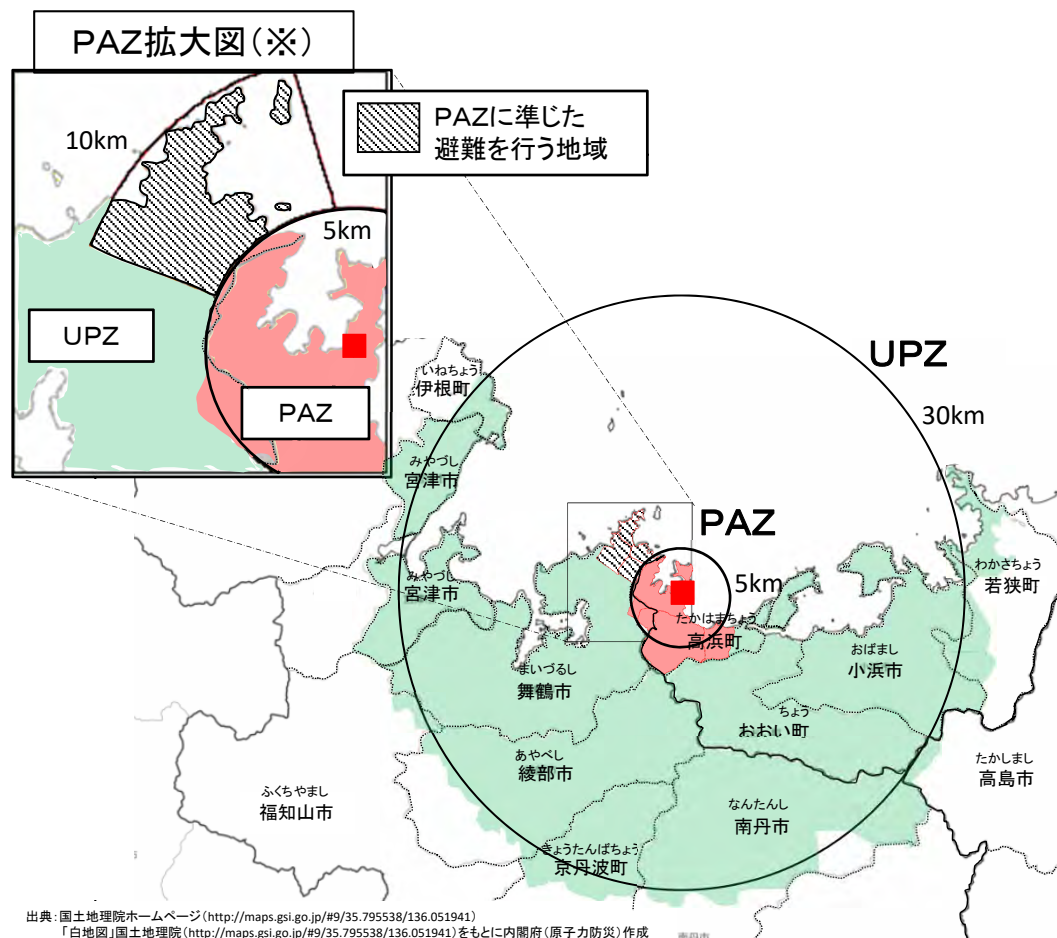
- 1号機 : 昭和45年 4月／昭和49年 11月／45年
- 2号機 : 昭和46年 2月／昭和50年 11月／44年
- 3号機 : 昭和55年 11月／昭和60年 1月／35年
- 4号機 : 昭和55年 11月／昭和60年 6月／34年



出典：国土地理院ホームページ(<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941>)  
「白地図」国土地理院(<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941>)をもとに  
内閣府(原子力防災)作成

# 原子力災害対策重点区域の概要

- 福井県地域防災計画、京都府地域防災計画及び滋賀県地域防災計画等では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内(滋賀県は該当しない)、発電所より概ね5~30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 高浜地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は福井県高浜町、京都府舞鶴市、UPZ内は福井県、京都府、滋賀県の7市5町にまたがる。
- 舞鶴市のUPZ内の大浦半島の一部の住民**491**人については、避難経路がPAZ境界周辺を通ることから、PAZに準じた避難を行うこととしている。(「PAZ拡大図(※)」参照)



## ＜概ね5km圏内＞

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):  
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市1町(福井県:高浜町、京都府:舞鶴市)

住民数:高浜町**7,651**人、舞鶴市**546**人(大浦半島の一部の住民を含む)

## ＜概ね5~30km圏内＞

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):  
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域

7市5町(福井県:高浜町、おおい町、小浜市、若狭町)、

(京都府:舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、

福知山市、宮津市、伊根町)

(滋賀県:高島市)

住民数:**159,554**人

人口:平成31年4月1日時点

# 原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

- PAZ内人口は8,197人(PAZに準じた避難を行う地域を含む)、UPZ内人口は159,554人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で167,751人。
- 滋賀県においては、高島市の一部がUPZに含まれているが、山間部のため、対象エリアに居住する住民はいない。

関係市町名		PAZ		UPZ		合計	
		(概ね5km圏内) (PAZに準じた避難を行う地域を含む)		(概ね5～30km圏内)			
福井県	高浜町	7,651 人	3,162 世帯	2,778 人	1,156 世帯	10,429 人	4,318 世帯
	おおい町			8,233 人	3,216 世帯	8,233 人	3,216 世帯
	小浜市			29,262 人	11,997 世帯	29,262 人	11,997 世帯
	若狭町			3,673 人	1,191 世帯	3,673 人	1,191 世帯
小計		7,651 人	3,162 世帯	43,946 人	17,560 世帯	51,597 人	20,722 世帯
京都府	舞鶴市	546 人	235 世帯	81,331 人	39,591 世帯	81,877 人	39,826 世帯
	綾部市			8,086 人	4,104 世帯	8,086 人	4,104 世帯
	南丹市			3,543 人	1,696 世帯	3,543 人	1,696 世帯
	京丹波町			2,904 人	1,297 世帯	2,904 人	1,297 世帯
	福知山市			449 人	196 世帯	449 人	196 世帯
	宮津市			17,897 人	8,512 世帯	17,897 人	8,512 世帯
	伊根町			1,398 人	604 世帯	1,398 人	604 世帯
小計		546 人	235 世帯	115,608 人	56,000 世帯	116,154 人	56,235 世帯
滋賀県	高島市(※)			0 人	0 世帯	0 人	0 世帯
合計		8,197 人	3,397 世帯	159,554 人	73,560 世帯	167,751 人	76,957 世帯

※ 高島市の一部地域は原子力災害対策重点区域となっているが、対象地域に住民は居住していない。

平成31年4月1日時点



# 昼間流入人口（就労者等）の状況

- 平成27年国勢調査によれば、高浜町及び舞鶴市全体での他市町村からの昼間流入人口は、約6,600人／日。
- また、平成28年経済センサスによると、500事業所、8,405人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

## <昼間流入・流出人口>

	他地域からの流入人口(人)	他地域への流出人口(人)	差引増△減(人)
高浜町	2,269	2,162	107
舞鶴市	4,286	5,509	△1,223
合計	6,555	7,671	△1,116

出典：平成27年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計(総務省統計局)

## <PAZ内の就労者数>

市町名	PAZ内対象地区	事業所数	従業員数(人)
高浜町 ※1※2	青郷	112	1,108
	内浦	66	5,259
	高浜	285	1,869
	合計	463	8,236

市町名	PAZ内対象地区※4	事業所数	従業員数(人)※5
舞鶴市※3	松尾	2	12
	田井	5	51
	成生	1	23
	野原	29	83
	合計	37	169

出典：平成28年経済センサス - 活動調査 町丁・大字別集計(総務省統計局)

- ※1 高浜町に所在する事業所のうちPAZ内の事業所分のみ計上
- ※2 高浜町における463事業所のうち、39事業所(5,123人)が関西電力関連企業

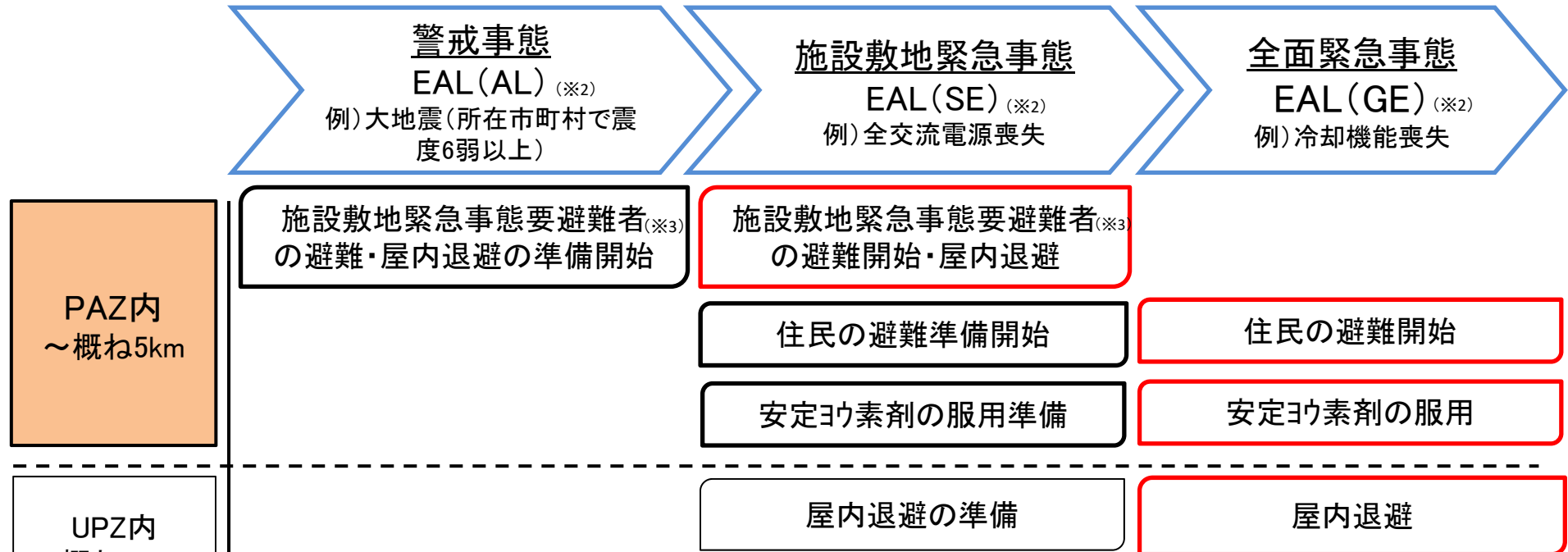
※3 舞鶴市の杉山地区・大山地区には事業所なし

※4 PAZに準じた避難を行う地域を含む

※5 舞鶴市における事業所は、民宿や地元の水産会社が大部分のため、従業員はほとんど地元住民

### **3. 緊急事態における対応体制**

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



(※1) EAL(Emergency Action Level): 緊急時活動レベル

原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

(※2) (AL)=Alert (SE)=Site area Emergency (GE)=General Emergency

(※3) ○要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの

○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの

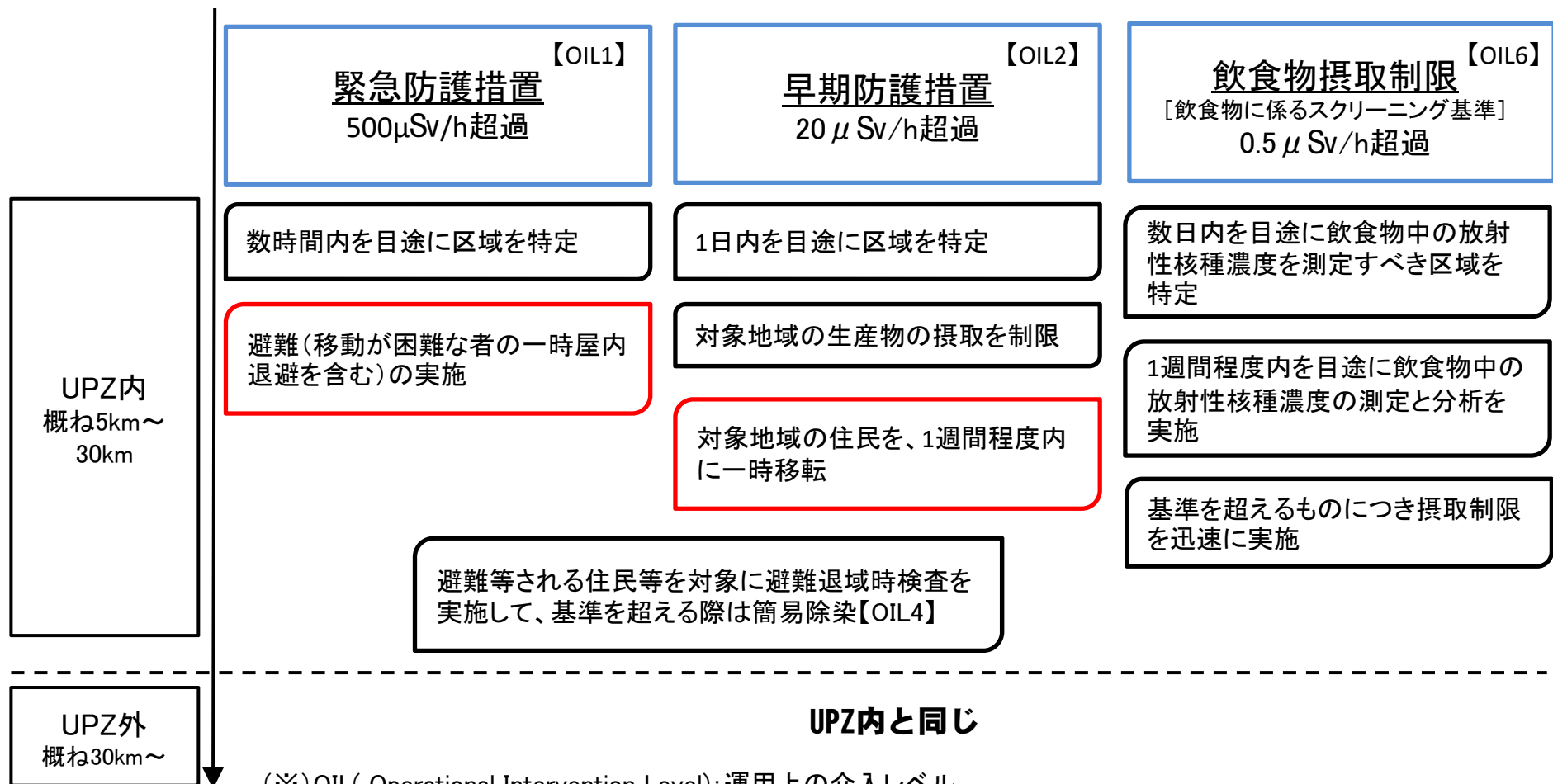
(ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの

(イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

(※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内を目途に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転の早期防護措置を講じる。



(※) OIL (Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル

放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

# 福井県及び関係市町の対応体制

- 福井県及び関係市町は、警戒事態で災害警戒本部等を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。
- 警戒事態に至らないような事故などが発生した場合においても、県は地域住民の安全を守る立場から、迅速に対応。

(例) 美浜発電所3号機2次系配管破損事故(H16.8.9)・・・県庁に美浜原子力発電所事故対策本部を設置、職員による立入調査を実施



# 京都府及び関係市町の対応体制

- 京都府及び関係市町は、警戒事態で災害警戒本部等を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。

